

令和4年度一宮市新型コロナウイルス感染症自宅療養者等への
医療提供事業交付金交付要綱

(目的)

第1条 新型コロナウイルス感染症による自宅療養者等を支援するため、医療機関及び訪問看護ステーション（「指定訪問看護の事業を行う者」をいう、以下同じ。）及び薬局による医療提供を目的として、予算の範囲内において交付する一宮市新型コロナウイルス感染症自宅療養者等への医療提供事業交付金（以下「交付金」という。）に関し、一宮市補助金等交付規則（昭和37年一宮市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるものとする。

(定義)

第2条 「自宅療養者等」とは、一宮市内に所在する自宅、高齢者施設等にて療養する新型コロナウイルス感染症患者及び無症状病原体保有者のことをいう。ただし、厚生労働省の定める宿泊療養等の解除基準を満たしていない者に限る。

2 自宅療養者等への「医療提供」とは、以下のことをいう。

- (1) 医療機関による電話や情報通信機器を用いた診療（以下「電話診療等」という。）、往診及び外来診療
- (2) 訪問看護ステーションによる訪問看護及び電話や情報通信機器を用いた健康観察（以下「電話等」という。）
- (3) 薬局による新型コロナウイルス感染症の経口抗ウイルス薬の服薬指導

(交付の対象)

第3条 交付対象者は、一宮市内の自宅療養者等に医療提供する医療機関及び訪問看護ステーションとする。

2 対象実施期間は令和4年4月1日から令和5年3月31日まで（服薬指導は、令和4年11月1日から令和5年3月31日まで）とする。

(交付金の額)

第4条 交付金の額は、次のとおりとする。

(1) 医療機関

ア 電話診療等

1回当たり4,000円

イ 往診

1回当たり50,000円

ウ 外来診療

1回当たり30,000円

(2) 訪問看護ステーション

ア 訪問看護

(ア) 電話等	1 回当たり 1,000 円
(イ) 通常 (8 時から 18 時)	1 回当たり 10,000 円
(ウ) 夜間 (18 時から 22 時、6 時から 8 時)	1 回当たり 20,000 円
(エ) 深夜 (22 時から 6 時)	1 回当たり 30,000 円
(オ) 休日 (通常、夜間)	1 回当たり 20,000 円
(カ) 休日 (深夜)	1 回当たり 30,000 円

なお、休日は、日曜日、国民の祝日とする。

(3) 薬局

ア 服薬指導

1 回当たり 1,000 円

※新型コロナウイルス感染症の経口抗ウイルス薬に限る

(交付の申請手続)

第 5 条 規則第 4 条による申請書の様式は、新型コロナウイルス感染症自宅療養者等への医療提供事業交付金申請書のとおりとし、別に定める日までに提出しなければならない。

(実績報告)

第 6 条 規則第 11 条に定める実績報告の様式は、新型コロナウイルス感染症自宅療養者等診療報告書のとおりとし、別に定める日までに提出しなければならない。

(交付の決定)

第 7 条 市長は、第 5 条に基づく申請及び第 6 条に基づく実績報告があった場合には、その内容を審査し、適当と認めるときは、新型コロナウイルス感染症自宅療養者等への医療提供事業交付金交付決定通知書により、申請者あて通知するものとする。

(申請の取下げ)

第 8 条 規則第 6 条に定める申請の取下げは、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(関係書類の整備)

第 9 条 交付対象者は、規則第 14 条に定める関係書類を事業完了後、5 年間保存するものとする。

(検査等)

第 10 条 市長は、交付対象者に対し、本事業の実施に関して必要な指示をし、報告を求め、又は検査することができる。

(交付決定の取消し、又は交付金の返還)

第 11 条 市長は、偽り、その他不正の手段により、交付金の交付を受けたときは、交付決定を取り消し、支給すべき交付金を支給せず、又は支給した交付金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(申請書等)

第 12 条 この事業に必要な申請書等は次のとおりとし、その様式は、市長が別に定める。

- (1) 新型コロナウイルス感染症自宅療養者等への医療提供事業交付金交付申請書
 - (2) 新型コロナウイルス感染症自宅療養者等診療報告書
 - (3) 新型コロナウイルス感染症自宅療養者等への医療提供事業交付金交付決定通知書
 - (4) 新型コロナウイルス感染症自宅療養者等への医療提供交付金請求書
- (その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し、必要な事項は市長が定める。

付 則

この要綱は令和4年4月26日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

この要綱は、令和4年10月18日に改正し、令和4年10月1日から適用する。

この要綱は、令和4年11月9日に改正し、令和4年11月1日から適用する。